

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社峯神トータルテクノ
主たる営業所の所在地	兵庫県神戸市
許可番号	兵庫県知事（般－3）第118399号
許可を受けている建設業の種類	機

2 処分に関する事項

処分年月日	令和6年6月17日
根拠法令	建設業法第28条第1項（同条第3号該当）
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項に基づく指示</p>
処分の原因となった事実	<p>株式会社峯神トータルテクノ及びその従業員1名は、その業務に関し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反により、千葉簡易裁判所において、それぞれ罰金20万円の判決を受け、令和5年2月17日にその刑が確定している。</p> <p>このことは建設業法28条第1項第3号の規定に該当する。</p>